

令和4年12月
令和4年第7回栃木市議会定例会
議案説明書

栃 木 市

番 号	件 名	
議案第 114 号	令和 4 年度栃木市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案第 115 号	令和 4 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 116 号	令和 4 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 117 号	令和 4 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 118 号	令和 4 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 119 号	令和 4 年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 120 号	栃木市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 121 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について	16
議案第 122 号	栃木市職員の降給に関する条例の制定について	36
議案第 123 号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	37
議案第 124 号	栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第 125 号	栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び 給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第 126 号	栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	86
議案第 127 号	栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	90
議案第 128 号	栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	98
議案第 129 号	工事請負契約の締結について（（仮称）都賀総合支所複合施設新築工事）	106

番 号	件 名	
議案第 130 号	工事請負契約の締結について（（仮称）都賀総合支所複合施設新築電気設備工事）	112
議案第 131 号	工事請負契約の締結について（（仮称）都賀総合支所複合施設新築機械設備工事）	117
議案第 132 号	工事請負契約の締結について（とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事）	122
議案第 133 号	財産の取得について（栃木インター西土地区画整理事業用地）	125
議案第 134 号	財産の処分について（千塚産業団地F街区3画地）	128
議案第 135 号	指定管理者の指定について（栃木市渡良瀬の里）	131
議案第 136 号	指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）	132
議案第 137 号	指定管理者の指定について（栃木市大平まちづくり交流センター）	133
議案第 138 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	134

(職 員 課)

議案第120号

栃木市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

提案理由

地方公務員の定年年齢を段階的に引き上げること等を内容とする地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の定年等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 職員の定年の年齢を65年に段階的に引き上げること。(第3条関係)
- 2 管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)を導入するとともに、これに伴う職員の降任等について定めること。(第6条から第11条関係)
- 3 定年前再任用短時間勤務制を導入するとともに、定年が段階的に引き上げられる経過期間における暫定再任用制度について定めること。
(第12条及び第13条関係)
- 4 翌年度に年齢60年に達する職員に対する任用及び給与に関する情報の提供等について定めること。(附則関係)

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議案第120号（職員課）

栃木市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

現

行

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 略

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

（定年による退職の特例）

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

改 正 案

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

第2条 略

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

（定年による退職の特例）

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

現 行

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

第5条 略

改 正 案

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

第5条 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号）第7条の2第1項に規定する職員が占める職
- (2) 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年栃木市条例第231号）第4条に規定する職員が占める職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

現

行

改 正 案

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

現

行

改 正 案

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定す

現

行

改 正 案

る事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

現

行

附 則

1 ~ 4 略

改 正 案

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1～4 略

(定年に関する経過措置)

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

提案理由

地方公務員の定年年齢を段階的に引き上げること等を内容とする地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正等を行う必要が生じたため、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職員の処遇等に関する条例の一部改正

派遣する職員の範囲を改めること。(第2条関係)

- 2 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

派遣する職員の範囲を改めること。(第2条及び第10条関係)

- 3 栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

引用条項を改めること。(第2条関係)

- 4 栃木市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

減給額の上限を定めること。(第3条関係)

- 5 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めること。

(第2条から第4条まで及び第12条関係)

- 6 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- (1) 育児休業及び育児短時間勤務の対象職員の範囲を改めること。
(第2条及び第9条関係)
 - (2) 再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めること。
(第17条及び第20条から第22条関係)
- 7 栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
引用条項を改めること。(第23条関係)
 - 8 栃木市職員の再任用に関する条例の廃止

[参照条文]

議案第120号と同じ。

議案第121号（職員課）

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

現 行

【外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職員の処遇等に関する条例の一部改正】

（職員の派遣）

第2条 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。）

(2) 略

(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）

(4) 栃木市職員の定年等に関する条例（平成22年栃木市条例第33号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 略

【公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正】

（職員の派遣）

第2条 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。第10条第1号において同じ。）

(2) 略

(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）

(4) 栃木市職員の定年等に関する条例（平成22年栃木市条例第33号。以下「定年等条例」という。）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第

改 正 案

【外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職員の処遇等に関する条例の一部改正】

(職員の派遣)

第2条 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 略

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)

(4) 栃木市職員の定年等に関する条例(平成22年栃木市条例第33号)第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 栃木市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(6) 略

【公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正】

(職員の派遣)

第2条 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 略

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)

(4) 栃木市職員の定年等に関する条例(平成22年栃木市条例第33号。以下「定年等条例」という。)第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2

現 行

2項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 略

3 略

(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)

第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(3) 略

(4) 定年等条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 略

【栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正】

(任命権者の報告)

第2条 略

2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(10) 略

【栃木市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正】

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上1年以下給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木市条例第13号）第15条に規定する報酬の額をいう。）

改 正 案

項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 定年等条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(6) 略

3 略

(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)

第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(3) 略

(4) 定年等条例第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 定年等条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(6) 略

【栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正】

(任命権者の報告)

第2条 略

2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(10) 略

【栃木市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正】

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木市条例第13号）第15条

現

行

の5分の1以下を減ずるものとする。

【栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正】

(1週間の勤務時間)

第2条 略

2 略

3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつて

改 正 案

に規定する報酬の額をいう。)。以下同じ。)の5分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

【栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正】

(1週間の勤務時間)

第2条 略

2 略

3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつて

現 行

は8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上)の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の会計年度(以下「年度」という。)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2～4 略

【栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正】

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 栃木市職員の定年等に関する条例(平成22年栃木市条例第33号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(3)・(4) 略

改 正 案

は8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の会計年度(以下「年度」という。)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2～4 略

【栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正】

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 栃木市職員の定年等に関する条例(平成22年栃木市条例第33号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

(3) 栃木市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(4)・(5) 略

現 行

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 栃木市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により 引き続いて勤務している職員

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の欄に掲げる字句とする。

第4条第3項	決定する	決定するものとし、 <u>その者</u> の給料月額は、 <u>その者</u> の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第2条第2項の規定により定められた <u>その者</u> の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第5項及び第6項	<u>決定する</u>	決定するものとし、 <u>その者</u> の給料月額は、 <u>その者</u> の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
<u>第4条第10項</u>	<u>とする</u>	<u>に、算出率を乗じて得た額とする</u>
第10条第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	略
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤

改 正 案

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 栃木市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員
- (3) 栃木市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第3項	決定する	決定するものとし、 <u>当該職員</u> の給料月額は、 <u>当該職員</u> の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第2条第2項の規定により定められた <u>当該職員</u> の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第5項及び第6項	<u>決定するものとする</u>	決定するものとし、 <u>当該職員</u> の給料月額は、 <u>当該職員</u> の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第2項第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤

現		行
		務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第13条第4項	第2項	栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例第42号。以下「育児休業条例」という。）第17条
第13条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第17条の規定により読み替えられた第13条第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
略	略	略

（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と

改 正 案

		<p>務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の125）を乗じて得た額とする</p>
<p>第13条第5項</p>	<p>要しない</p>	<p>要しない。ただし、当該時間が<u>栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例第42号）</u>第17条の規定により読み替えられた第13条第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と

現 行

する。

第4条第3項	決定する	決定するものとし、 <u>その者</u> の給料月額は、 <u>その者</u> の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第2条第4項の規定により定められた <u>その者</u> の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第5項及び第6項	<u>決定する</u>	決定するものとし、 <u>その者</u> の給料月額は、 <u>その者</u> の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	略
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
<u>第13条第4項</u>	<u>第2項</u>	<u>栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例第42号。以下「育児休業条例」という。）第20条</u>
第13条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>育児休業条例</u> 第20条の規定により読み替えられた第13条第1項ただし書に規定する7時間45分に

改 正 案

する。

第4条第3項	決定する	決定するものとし、 <u>当該職員</u> の給料月額は、 <u>当該職員</u> の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第2条第4項の規定により定められた <u>当該職員</u> の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第5項及び第6項	<u>決定するものとする</u>	決定するものとし、 <u>当該職員</u> の給料月額は、 <u>当該職員</u> の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第2項第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である <u>場合には</u> 、100分の125）を乗じて得た額とする
第13条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例第42号）</u> 第20条の規定により読み替

現

行

		達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第17条の5	<u>及び第9条の3</u>	<u>、第9条の3</u> 及び第10条の2
	<u>再任用職員</u>	略

（部分休業をすることができない職員）

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第22条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、休暇等条例第6条第4項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等）を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

改 正 案

		えられた第13条第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である <u>場合には</u> 、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である <u>場合には</u> 、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第17条の5	<u>第4条第3項から第9項まで、第8条、第9条及び第9条の3</u>	<u>第8条、第9条、第9条の3</u> 及び第10条の2
	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	略

（部分休業をすることができない職員）

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第22条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、休暇等条例第6条第4項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

現

行

附 則

1～5 略

【**栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正**】

(**再任用職員等**についての適用除外)

第23条 第4条及び第5条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

2 略

改 正 案

附 則

1～5. 略

(給与条例附則第30項の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え)

6 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)を行う職員に対する栃木市職員の給与に関する条例附則第30項の規定の適用については、同項中「)とする。」とあるのは、「)に、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」とする。

【栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正】

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第23条 第4条及び第5条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 略

(職 員 課)

議案第122号

栃木市職員の降給に関する条例の制定について

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）、定年前再任用短時間勤務制等の制度を導入するに当たり、職員の意に反する降給に関し必要な事項を定めるため、栃木市職員の降給に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第120号と同じ。

(職 員 課)

議案第123号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、栃木市議会の議員の期末手当を改定するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(第1条関係)
期末手当の支給割合を改めること。(第6条関係)
- 2 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(第2条関係)
期末手当の支給割合を改めること。(第6条関係)

〔参照条文〕

議案第120号と同じ。

議案第123号（職員課）

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

現 行

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

改 正 案

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

(職 員 課)

議案第 1 2 4 号

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、栃木市長等の期末手当を改定するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第 1 条関係）
期末手当の支給割合を改めること。（第 4 条関係）
- 2 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第 2 条関係）
期末手当の支給割合を改めること。（第 4 条関係）

〔参照条文〕

議案第 1 2 0 号と同じ。

議案第124号（職員課）

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

現 行

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

改 正 案

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ職員の給与を改定するに
当たり、及び地方公務員の定年年齢を段階的に引き上げること等を内容とす
る地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃
木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例
に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係）
 - (1) 勤勉手当の支給割合を改めること。（第 1 7 条の 4 関係）
 - (2) 行政職給料表の給料月額を改めること。（別表第 1 関係）
 - (3) 消防職給料表の給料月額を改めること。（別表第 2 関係）
- 2 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第 2 条関係）
 - (1) 定年前再任用短時間勤務職員に関する規定の整備を行うこと。
（第 4 条、第 1 0 条、第 1 3 条、第 1 6 条、第 1 7 条及び第 1 7 条の 5
関係）
 - (2) 勤勉手当の支給割合を改めること。（第 1 7 条の 4 関係）
 - (3) 定年年齢の引上げに伴う給与に関する特例措置を設けること。

(附則関係)

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(第3条関係)

- (1) 期末手当の支給割合を改めること。(第10条関係)
- (2) 特定任期付職員給料表の給料月額を改めること。(別表第1関係)

4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(第4条関係)

- (1) 期末手当の支給割合を改めること。(第10条関係)
- (2) 再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めること。

(第11条関係)

[参照条文]

議案第120号と同じ。

議案第125号（職員課）

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の

現 行

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（勤勉手当）

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 略

一部を改正する条例

改 正 案

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（勤勉手当）

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 略

現

行

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>146,100</u>	<u>195,500</u>	<u>231,500</u>	<u>264,200</u>	<u>289,700</u>	319,200	362,900	408,100
	2	<u>147,200</u>	<u>197,300</u>	<u>233,100</u>	<u>266,000</u>	<u>291,900</u>	321,400	365,500	410,500
	3	<u>148,400</u>	<u>199,100</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	<u>294,000</u>	323,700	367,900	413,000
	4	<u>149,500</u>	<u>200,900</u>	<u>236,200</u>	<u>269,900</u>	<u>296,000</u>	325,900	370,500	415,400
	5	<u>150,600</u>	<u>202,400</u>	<u>237,600</u>	<u>271,600</u>	<u>297,900</u>	328,100	372,400	417,300
	6	<u>151,700</u>	<u>204,200</u>	<u>239,300</u>	<u>273,400</u>	<u>300,000</u>	330,100	374,900	419,600
	7	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>	<u>240,800</u>	<u>275,200</u>	<u>302,200</u>	332,300	377,200	421,700
	8	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>	<u>242,400</u>	<u>277,200</u>	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>	<u>243,500</u>	<u>279,200</u>	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>	<u>245,000</u>	<u>281,200</u>	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>	<u>246,600</u>	<u>283,100</u>	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>	<u>247,900</u>	<u>285,000</u>	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>	<u>249,400</u>	<u>287,000</u>	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>	<u>250,800</u>	<u>288,900</u>	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>	<u>252,100</u>	<u>290,800</u>	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>	<u>253,500</u>	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>	<u>255,000</u>	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>	<u>264,900</u>	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>	<u>266,500</u>	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	

改 正 案

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>150,100</u>	<u>198,500</u>	<u>234,400</u>	<u>266,000</u>	<u>290,700</u>	319,200	362,900	408,100
	2	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>	<u>236,000</u>	<u>267,700</u>	<u>292,900</u>	321,400	365,500	410,500
	3	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>	<u>237,500</u>	<u>269,200</u>	<u>295,000</u>	323,700	367,900	413,000
	4	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>	<u>239,000</u>	<u>271,000</u>	<u>297,000</u>	325,900	370,500	415,400
	5	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>	<u>240,300</u>	<u>272,700</u>	<u>298,800</u>	328,100	372,400	417,300
	6	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,500</u>	<u>300,800</u>	330,100	374,900	419,600
	7	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>	<u>243,400</u>	<u>276,300</u>	<u>302,600</u>	332,300	377,200	421,700
	8	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>	<u>244,900</u>	<u>278,300</u>	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>	<u>246,000</u>	<u>280,200</u>	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>	<u>247,500</u>	<u>282,200</u>	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>	<u>249,000</u>	<u>284,100</u>	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>	<u>250,300</u>	<u>286,000</u>	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>	<u>251,800</u>	<u>287,900</u>	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>	<u>253,000</u>	<u>289,700</u>	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>	<u>255,500</u>	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	<u>256,800</u>	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>258,200</u>	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>259,600</u>	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	

	現		行					
37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	<u>223,500</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	<u>223,800</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	<u>224,600</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	<u>225,400</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	<u>226,100</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	<u>226,800</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	<u>227,800</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	<u>228,600</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	<u>229,400</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	<u>230,100</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		

改 正 案

37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	<u>226,000</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	<u>226,300</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	<u>227,100</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	<u>227,800</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	<u>228,500</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	<u>229,200</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	<u>230,000</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	<u>230,700</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	<u>231,300</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	<u>231,900</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	<u>232,500</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	<u>233,100</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	<u>233,800</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	<u>234,500</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	<u>235,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	<u>235,600</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	<u>236,300</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	<u>237,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	<u>237,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	<u>238,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	<u>238,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	<u>239,300</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	<u>240,000</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		

		現			行		
79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	<u>240,300</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	<u>240,800</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	<u>241,500</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	<u>242,200</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	<u>242,900</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	<u>243,500</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	<u>244,200</u>	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	<u>244,900</u>	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					

改 正 案

79	<u>240.700</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	<u>241.200</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	<u>241.700</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	<u>242.300</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	<u>242.900</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	<u>243.400</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	<u>243.900</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	<u>244.500</u>	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	<u>245.100</u>	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				

		現		行					
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

改 正 案

	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

現

行

別表第2 (第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>169,900</u>	<u>185,600</u>	<u>211,600</u>	<u>251,300</u>	<u>294,300</u>	<u>320,200</u>	347,600	381,900
	2	<u>171,600</u>	<u>187,300</u>	<u>213,600</u>	<u>253,100</u>	<u>296,100</u>	<u>322,400</u>	349,800	384,100
	3	<u>173,400</u>	<u>189,100</u>	<u>215,600</u>	<u>254,900</u>	<u>298,200</u>	<u>324,500</u>	352,100	386,000
	4	<u>175,100</u>	<u>190,900</u>	<u>217,600</u>	<u>256,700</u>	<u>300,500</u>	<u>326,500</u>	354,300	388,100
	5	<u>176,500</u>	<u>192,700</u>	<u>219,600</u>	<u>258,400</u>	<u>302,200</u>	<u>328,700</u>	356,300	389,800
	6	<u>178,400</u>	<u>195,000</u>	<u>221,400</u>	<u>260,200</u>	<u>304,300</u>	<u>330,600</u>	358,400	391,800
	7	<u>180,200</u>	<u>197,300</u>	<u>223,400</u>	<u>261,800</u>	<u>306,300</u>	<u>332,800</u>	360,600	393,600
	8	<u>182,100</u>	<u>199,600</u>	<u>225,300</u>	<u>263,500</u>	<u>308,400</u>	334,800	362,800	395,400
	9	<u>183,700</u>	<u>201,600</u>	<u>227,400</u>	<u>264,800</u>	<u>310,300</u>	336,500	364,500	397,100
	10	<u>185,400</u>	<u>204,200</u>	<u>229,200</u>	<u>266,400</u>	<u>312,500</u>	338,800	366,700	399,100
	11	<u>187,100</u>	<u>206,700</u>	<u>231,000</u>	<u>267,700</u>	<u>314,600</u>	341,000	368,700	401,100
	12	<u>188,800</u>	<u>209,200</u>	<u>232,800</u>	<u>269,000</u>	<u>316,600</u>	343,300	370,900	403,200
	13	<u>190,600</u>	<u>211,400</u>	<u>234,600</u>	<u>270,400</u>	<u>318,700</u>	345,300	372,700	404,900
	14	<u>192,700</u>	<u>213,200</u>	<u>236,500</u>	<u>271,800</u>	<u>320,700</u>	347,400	374,800	407,000
	15	<u>194,800</u>	<u>215,000</u>	<u>238,400</u>	<u>272,900</u>	<u>322,800</u>	349,600	376,800	409,000
	16	<u>196,900</u>	<u>216,800</u>	<u>240,300</u>	<u>274,200</u>	324,800	351,700	378,900	411,100
	17	<u>199,000</u>	<u>218,700</u>	<u>241,800</u>	<u>274,900</u>	326,500	353,700	380,500	412,800
	18	<u>201,400</u>	<u>220,400</u>	<u>243,600</u>	<u>276,300</u>	328,800	355,700	382,500	414,500
	19	<u>203,800</u>	<u>222,300</u>	<u>245,400</u>	<u>277,700</u>	330,900	357,700	384,400	416,200
	20	<u>206,200</u>	<u>224,100</u>	<u>247,200</u>	<u>279,000</u>	333,200	359,800	386,400	417,800
	21	<u>208,600</u>	<u>225,800</u>	<u>248,800</u>	<u>280,300</u>	335,100	361,500	388,100	419,500
	22	<u>210,400</u>	<u>227,600</u>	<u>250,200</u>	<u>281,500</u>	337,100	363,500	390,200	421,100
	23	<u>212,100</u>	<u>229,400</u>	<u>251,400</u>	<u>282,800</u>	339,200	365,300	392,300	422,500
	24	<u>213,900</u>	<u>231,200</u>	<u>252,700</u>	<u>284,300</u>	341,200	367,400	394,300	424,000
	25	<u>215,800</u>	<u>232,800</u>	<u>254,000</u>	<u>285,500</u>	343,100	369,100	396,000	425,300
	26	<u>217,500</u>	<u>234,500</u>	<u>255,200</u>	<u>287,200</u>	345,200	371,100	398,000	426,700
	27	<u>219,300</u>	<u>236,200</u>	<u>256,500</u>	<u>289,200</u>	347,100	373,100	400,100	428,200
	28	<u>221,000</u>	<u>237,900</u>	<u>257,700</u>	<u>291,200</u>	349,100	375,100	402,200	429,800
	29	<u>222,900</u>	<u>239,100</u>	<u>258,800</u>	<u>293,100</u>	350,900	376,900	403,700	431,100
	30	<u>224,700</u>	<u>240,900</u>	<u>259,900</u>	<u>295,000</u>	353,000	379,000	405,500	432,800
	31	<u>226,500</u>	<u>242,700</u>	<u>261,100</u>	<u>296,700</u>	354,800	381,100	407,200	434,500
	32	<u>228,300</u>	<u>244,500</u>	<u>262,200</u>	<u>298,500</u>	356,900	383,100	408,900	436,100
	33	<u>229,900</u>	<u>245,900</u>	<u>262,700</u>	<u>300,200</u>	358,300	385,000	410,600	437,500
	34	<u>231,600</u>	<u>247,400</u>	<u>263,900</u>	<u>301,900</u>	360,300	387,100	412,100	439,200
	35	<u>233,300</u>	<u>248,700</u>	<u>265,000</u>	<u>303,700</u>	362,200	389,200	413,700	440,900
36	<u>235,000</u>	<u>250,100</u>	<u>266,000</u>	<u>305,400</u>	364,300	391,100	415,200	442,500	

改 正 案

別表第2 (第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>174,500</u>	<u>190,200</u>	<u>215,100</u>	<u>254,900</u>	<u>296,300</u>	<u>321,300</u>	347,600	381,900
	2	<u>176,200</u>	<u>191,900</u>	<u>217,100</u>	<u>256,700</u>	<u>298,100</u>	<u>323,500</u>	349,800	384,100
	3	<u>178,000</u>	<u>193,700</u>	<u>219,100</u>	<u>258,500</u>	<u>299,900</u>	<u>325,600</u>	352,100	386,000
	4	<u>179,700</u>	<u>195,500</u>	<u>221,100</u>	<u>260,300</u>	<u>301,900</u>	<u>327,600</u>	354,300	388,100
	5	<u>181,100</u>	<u>197,300</u>	<u>223,100</u>	<u>262,000</u>	<u>303,600</u>	<u>329,700</u>	356,300	389,800
	6	<u>183,000</u>	<u>199,400</u>	<u>224,900</u>	<u>263,800</u>	<u>305,500</u>	<u>331,500</u>	358,400	391,800
	7	<u>184,800</u>	<u>201,600</u>	<u>226,900</u>	<u>265,400</u>	<u>307,500</u>	<u>333,200</u>	360,600	393,600
	8	<u>186,700</u>	<u>203,800</u>	<u>228,800</u>	<u>267,100</u>	<u>309,600</u>	334,800	362,800	395,400
	9	<u>188,300</u>	<u>205,800</u>	<u>230,900</u>	<u>268,200</u>	<u>311,400</u>	336,500	364,500	397,100
	10	<u>190,000</u>	<u>208,100</u>	<u>232,700</u>	<u>269,700</u>	<u>313,600</u>	338,800	366,700	399,100
	11	<u>191,700</u>	<u>210,600</u>	<u>234,500</u>	<u>271,000</u>	<u>315,700</u>	341,000	368,700	401,100
	12	<u>193,400</u>	<u>212,900</u>	<u>236,300</u>	<u>272,200</u>	<u>317,700</u>	343,300	370,900	403,200
	13	<u>195,100</u>	<u>214,900</u>	<u>238,100</u>	<u>273,500</u>	<u>319,700</u>	345,300	372,700	404,900
	14	<u>197,100</u>	<u>216,700</u>	<u>240,000</u>	<u>274,800</u>	<u>321,600</u>	347,400	374,800	407,000
	15	<u>199,100</u>	<u>218,500</u>	<u>241,900</u>	<u>275,800</u>	<u>323,200</u>	349,600	376,800	409,000
	16	<u>201,100</u>	<u>220,300</u>	<u>243,800</u>	<u>277,000</u>	324,800	351,700	378,900	411,100
	17	<u>203,200</u>	<u>222,200</u>	<u>245,300</u>	<u>277,700</u>	326,500	353,700	380,500	412,800
	18	<u>205,300</u>	<u>223,900</u>	<u>247,100</u>	<u>279,100</u>	328,800	355,700	382,500	414,500
	19	<u>207,600</u>	<u>225,800</u>	<u>248,900</u>	<u>280,400</u>	330,900	357,700	384,400	416,200
	20	<u>209,900</u>	<u>227,600</u>	<u>250,700</u>	<u>281,700</u>	333,200	359,800	386,400	417,800
	21	<u>212,000</u>	<u>229,300</u>	<u>252,300</u>	<u>283,000</u>	335,100	361,500	388,100	419,500
	22	<u>213,800</u>	<u>231,100</u>	<u>253,600</u>	<u>284,000</u>	337,100	363,500	390,200	421,100
	23	<u>215,500</u>	<u>232,900</u>	<u>254,800</u>	<u>285,300</u>	339,200	365,300	392,300	422,500
	24	<u>217,300</u>	<u>234,700</u>	<u>256,100</u>	<u>286,500</u>	341,200	367,400	394,300	424,000
	25	<u>219,200</u>	<u>236,300</u>	<u>257,300</u>	<u>287,500</u>	343,100	369,100	396,000	425,300
	26	<u>220,900</u>	<u>238,000</u>	<u>258,500</u>	<u>289,100</u>	345,200	371,100	398,000	426,700
	27	<u>222,700</u>	<u>239,700</u>	<u>259,800</u>	<u>290,800</u>	347,100	373,100	400,100	428,200
	28	<u>224,400</u>	<u>241,300</u>	<u>260,900</u>	<u>292,400</u>	349,100	375,100	402,200	429,800
	29	<u>226,300</u>	<u>242,500</u>	<u>261,800</u>	<u>294,300</u>	350,900	376,900	403,700	431,100
	30	<u>228,100</u>	<u>244,300</u>	<u>262,800</u>	<u>296,200</u>	353,000	379,000	405,500	432,800
	31	<u>229,900</u>	<u>246,100</u>	<u>264,000</u>	<u>297,900</u>	354,800	381,100	407,200	434,500
	32	<u>231,700</u>	<u>247,900</u>	<u>265,000</u>	<u>299,700</u>	356,900	383,100	408,900	436,100
	33	<u>233,300</u>	<u>249,300</u>	<u>265,500</u>	<u>301,300</u>	358,300	385,000	410,600	437,500
	34	<u>235,000</u>	<u>250,800</u>	<u>266,700</u>	<u>303,000</u>	360,300	387,100	412,100	439,200
	35	<u>236,700</u>	<u>252,100</u>	<u>267,700</u>	<u>304,800</u>	362,200	389,200	413,700	440,900
36	<u>238,400</u>	<u>253,500</u>	<u>268,700</u>	<u>306,500</u>	364,300	391,100	415,200	442,500	

現

行

37	<u>236,200</u>	<u>251,400</u>	<u>266,800</u>	<u>307,200</u>	366,200	392,800	416,500	443,900
38	<u>238,000</u>	<u>252,700</u>	<u>268,000</u>	<u>308,800</u>	368,300	394,300	418,000	444,600
39	<u>239,800</u>	<u>253,900</u>	<u>269,000</u>	<u>310,600</u>	370,300	395,600	419,500	445,300
40	<u>241,600</u>	<u>255,100</u>	<u>270,000</u>	<u>312,100</u>	372,300	397,000	421,000	446,000
41	<u>243,000</u>	<u>256,200</u>	<u>271,200</u>	<u>313,800</u>	374,300	398,200	422,500	446,400
42	<u>244,400</u>	<u>257,400</u>	<u>272,400</u>	<u>315,600</u>	376,400	399,300	423,800	447,000
43	<u>245,700</u>	<u>258,400</u>	<u>273,700</u>	<u>317,500</u>	378,500	400,300	425,100	447,700
44	<u>246,900</u>	<u>259,500</u>	<u>274,900</u>	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300
45	<u>248,200</u>	<u>260,100</u>	<u>276,000</u>	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100
46	<u>249,300</u>	<u>261,200</u>	<u>277,400</u>	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800
47	<u>250,300</u>	<u>262,300</u>	<u>278,700</u>	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300
48	<u>251,200</u>	<u>263,400</u>	<u>280,100</u>	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800
49	<u>252,000</u>	<u>264,200</u>	<u>281,900</u>	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
50	<u>253,100</u>	<u>265,400</u>	<u>283,600</u>	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
51	<u>254,200</u>	<u>266,400</u>	<u>285,100</u>	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
52	<u>255,300</u>	<u>267,500</u>	<u>286,500</u>	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
53	<u>255,800</u>	<u>268,700</u>	<u>288,000</u>	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
54	<u>257,000</u>	<u>269,500</u>	<u>289,600</u>	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
55	<u>257,900</u>	<u>270,900</u>	<u>291,200</u>	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
56	<u>259,000</u>	<u>272,100</u>	<u>292,700</u>	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
57	<u>259,900</u>	<u>273,100</u>	<u>294,100</u>	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	<u>260,900</u>	<u>274,600</u>	<u>295,800</u>	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
59	<u>261,700</u>	<u>275,800</u>	<u>297,600</u>	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
60	<u>262,700</u>	<u>277,200</u>	<u>299,400</u>	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
61	<u>263,800</u>	<u>278,800</u>	<u>300,800</u>	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	<u>264,500</u>	<u>280,400</u>	<u>302,600</u>	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	<u>265,600</u>	<u>281,700</u>	<u>304,400</u>	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	<u>266,500</u>	<u>283,200</u>	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	<u>267,600</u>	<u>284,600</u>	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	<u>268,800</u>	<u>285,800</u>	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	<u>269,800</u>	<u>287,200</u>	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	<u>270,700</u>	<u>288,400</u>	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	<u>271,900</u>	<u>289,900</u>	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
70	<u>273,300</u>	<u>291,400</u>	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
71	<u>274,500</u>	<u>293,000</u>	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
72	<u>275,800</u>	<u>294,600</u>	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
73	<u>277,000</u>	<u>295,800</u>	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
74	<u>278,200</u>	<u>297,200</u>	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
75	<u>279,500</u>	<u>298,700</u>	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
76	<u>280,500</u>	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
77	<u>281,600</u>	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
78	<u>282,800</u>	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	

改 正 案

37	<u>239,600</u>	<u>254,700</u>	<u>269,500</u>	<u>308,200</u>	366,200	392,800	416,500	443,900
38	<u>241,400</u>	<u>256,000</u>	<u>270,400</u>	<u>309,800</u>	368,300	394,300	418,000	444,600
39	<u>243,200</u>	<u>257,200</u>	<u>271,400</u>	<u>311,600</u>	370,300	395,600	419,500	445,300
40	<u>245,000</u>	<u>258,200</u>	<u>272,200</u>	<u>313,100</u>	372,300	397,000	421,000	446,000
41	<u>246,400</u>	<u>259,200</u>	<u>273,200</u>	<u>314,500</u>	374,300	398,200	422,500	446,400
42	<u>247,800</u>	<u>260,300</u>	<u>274,300</u>	<u>316,000</u>	376,400	399,300	423,800	447,000
43	<u>249,100</u>	<u>261,300</u>	<u>275,300</u>	<u>317,700</u>	378,500	400,300	425,100	447,700
44	<u>250,300</u>	<u>262,300</u>	<u>276,100</u>	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300
45	<u>251,400</u>	<u>262,900</u>	<u>277,200</u>	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100
46	<u>252,500</u>	<u>264,000</u>	<u>278,600</u>	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800
47	<u>253,500</u>	<u>264,900</u>	<u>279,900</u>	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300
48	<u>254,300</u>	<u>266,000</u>	<u>281,300</u>	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800
49	<u>255,000</u>	<u>266,800</u>	<u>283,000</u>	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
50	<u>255,900</u>	<u>267,800</u>	<u>284,700</u>	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
51	<u>257,000</u>	<u>268,800</u>	<u>286,200</u>	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
52	<u>258,000</u>	<u>269,700</u>	<u>287,600</u>	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
53	<u>258,500</u>	<u>270,700</u>	<u>289,000</u>	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
54	<u>259,700</u>	<u>271,400</u>	<u>290,600</u>	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
55	<u>260,500</u>	<u>272,400</u>	<u>292,200</u>	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
56	<u>261,600</u>	<u>273,300</u>	<u>293,700</u>	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
57	<u>262,500</u>	<u>274,300</u>	<u>295,100</u>	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	<u>263,300</u>	<u>275,800</u>	<u>296,700</u>	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
59	<u>264,100</u>	<u>277,000</u>	<u>298,400</u>	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
60	<u>264,900</u>	<u>278,400</u>	<u>300,000</u>	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
61	<u>265,700</u>	<u>279,900</u>	<u>301,400</u>	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	<u>266,300</u>	<u>281,500</u>	<u>303,000</u>	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	<u>267,100</u>	<u>282,800</u>	<u>304,600</u>	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	<u>267,700</u>	<u>284,300</u>	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	<u>268,800</u>	<u>285,600</u>	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	<u>270,000</u>	<u>286,800</u>	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	<u>271,000</u>	<u>288,200</u>	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	<u>271,900</u>	<u>289,400</u>	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	<u>273,000</u>	<u>290,900</u>	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
70	<u>274,400</u>	<u>292,300</u>	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
71	<u>275,600</u>	<u>293,800</u>	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
72	<u>276,900</u>	<u>295,100</u>	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
73	<u>277,900</u>	<u>296,300</u>	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
74	<u>279,100</u>	<u>297,600</u>	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
75	<u>280,400</u>	<u>298,900</u>	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
76	<u>281,400</u>	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
77	<u>282,500</u>	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
78	<u>283,700</u>	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	

		現			行		
79	<u>284,000</u>	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
80	<u>285,000</u>	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
81	<u>286,100</u>	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
82	<u>287,300</u>	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900
83	<u>288,600</u>	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	
94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			
97	304,100	328,100	354,900	385,700			
98	305,300	329,400	356,100	386,100			
99	306,500	330,700	357,200	386,700			
100	307,700	332,000	358,400	387,200			
101	308,900	333,400	359,500	387,600			
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			
104	312,000	336,600	362,900	389,200			
105	312,800	337,700	364,100	389,500			
106	313,400	338,800	364,600	389,900			
107	314,000	339,800	365,200	390,400			
108	314,700	340,900	365,800	390,700			
109	315,200	342,100	366,400	391,000			
110	315,700	343,100	366,900	391,500			
111	316,200	344,100	367,400	392,000			
112	316,800	345,000	367,900	392,500			
113	317,600	345,900	368,300	392,800			
114	318,300	346,800	368,700	393,300			
115	319,000	347,800	369,300	393,800			
116	319,700	348,800	369,800	394,300			
117	320,300	349,800	370,200	394,600			
118	321,100	350,300	370,700	395,100			
119	321,800	350,900	371,300	395,600			
120	322,600	351,500	371,800	396,100			

改 正 案

79	<u>284,800</u>	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
80	<u>285,500</u>	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
81	<u>286,600</u>	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
82	<u>287,700</u>	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900
83	<u>288,800</u>	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	
94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			
97	304,100	328,100	354,900	385,700			
98	305,300	329,400	356,100	386,100			
99	306,500	330,700	357,200	386,700			
100	307,700	332,000	358,400	387,200			
101	308,900	333,400	359,500	387,600			
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			
104	312,000	336,600	362,900	389,200			
105	312,800	337,700	364,100	389,500			
106	313,400	338,800	364,600	389,900			
107	314,000	339,800	365,200	390,400			
108	314,700	340,900	365,800	390,700			
109	315,200	342,100	366,400	391,000			
110	315,700	343,100	366,900	391,500			
111	316,200	344,100	367,400	392,000			
112	316,800	345,000	367,900	392,500			
113	317,600	345,900	368,300	392,800			
114	318,300	346,800	368,700	393,300			
115	319,000	347,800	369,300	393,800			
116	319,700	348,800	369,800	394,300			
117	320,300	349,800	370,200	394,600			
118	321,100	350,300	370,700	395,100			
119	321,800	350,900	371,300	395,600			
120	322,600	351,500	371,800	396,100			

		現				行			
	121	323,200	351,800	372,000	396,500				
	122	323,500	352,200	372,500	397,000				
	123	324,000	352,700	373,000	397,400				
	124	324,500	353,100	373,400	397,900				
	125	324,800	353,500	373,900	398,300				
	126		353,900	374,400					
	127		354,400	374,900					
	128		354,800	375,400					
	129		355,200	375,700					
	130		355,600	376,200					
	131		356,000	376,700					
	132		356,400	377,200					
	133		356,600	377,500					
	134		357,100	378,000					
	135		357,500	378,400					
	136		357,800	378,800					
	137		358,100	379,100					
	138		358,500	379,600					
	139		359,000	380,100					
	140		359,500	380,600					
	141		359,800	380,900					
	142		360,300						
	143		360,800						
	144		361,300						
	145		361,600						
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900

備考 この表は消防吏員に適用する。

改 正 案

121	323,200	351,800	372,000	396,500				
122	323,500	352,200	372,500	397,000				
123	324,000	352,700	373,000	397,400				
124	324,500	353,100	373,400	397,900				
125	324,800	353,500	373,900	398,300				
126		353,900	374,400					
127		354,400	374,900					
128		354,800	375,400					
129		355,200	375,700					
130		355,600	376,200					
131		356,000	376,700					
132		356,400	377,200					
133		356,600	377,500					
134		357,100	378,000					
135		357,500	378,400					
136		357,800	378,800					
137		358,100	379,100					
138		358,500	379,600					
139		359,000	380,100					
140		359,500	380,600					
141		359,800	380,900					
142		360,300						
143		360,800						
144		361,300						
145		361,600						
再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900

備考 この表は、消防吏員に適用する。

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（昇給の基準）

第4条 略

2・3 略

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5～9 略

10 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、行政職給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2 再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、休暇等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（通勤手当）

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難

改 正 案

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（昇給の基準）

第4条 略

2・3 略

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

5～9 略

10 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、行政職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、休暇等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤するこ

現

行

である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線

改 正 案

とが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線

現

行

鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

4～8 略

（時間外勤務手当）

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規

改 正 案

鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

4～8 略

（時間外勤務手当）

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中

現 行

の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、休暇等条例第5条の規定により、あらかじめ休暇等条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（再任用短時間勤務職員にあっては38時間45分。以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
- (2) 略
- 5 休暇等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

改 正 案

「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、休暇等条例第5条の規定により、あらかじめ休暇等条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（定年前再任用短時間勤務職員にあっては38時間45分。以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）
- (2) 略
- 5 休暇等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

現

行

(2) 略

6 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料、これに対する地域手当及び特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の月額の合計額（休暇等条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間により算出した当該合計額）に12を乗じ、その額を休暇等条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから当該年度における同条例第9条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基

改 正 案

(2) 略

6 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料、これに対する地域手当及び特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の月額の合計額（休暇等条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間により算出した当該合計額）に12を乗じ、その額を休暇等条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから当該年度における同条例第9条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（規則で定めるものを除く。第17条の4第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこ

現

行

準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50(特定幹部職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3～5 略

(再任用職員についての適用除外)

第17条の5 第8条、第9条及び第9条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

1～29 略

改 正 案

これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100(特定幹部職員にあつては、100分の120)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5(特定幹部職員にあつては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額

3～5 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の5 第4条第3項から第9項まで、第8条、第9条及び第9条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～29 略

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

30 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第32項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

現

行

改 正 案

3 1 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 栃木市職員の定年等に関する条例（平成22年栃木市条例第33号）第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 栃木市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

3 2 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第34項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第30項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日後、附則第30項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

3 3 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 4 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第30項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第32項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料と

現

行

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再任 用職 員以 外の 職員	略	略	略	略	略	略	略	略	略
再任 用職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

改 正 案

して支給する。

35 附則第32項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第30項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

36 附則第30項から前項までに定めるもののほか、附則第30項の規定による給料月額、附則第32項の規定による給料その他附則第30項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	略	略	略	略	略	略	略	略	略
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円							
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

現 行

別表第2（第3条関係）

消防職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任 用職 員以 外の 職員	略	略	略	略	略	略	略	略	略
再任 用職 員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900

改 正 案

別表第2（第3条関係）

消防職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	略	略	略	略	略	略	略	略	略
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円							
		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900

現 行

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）】

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

別表第1（第8条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	375,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）】

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。

第11条 略

2 略

- 3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条第2項第2号及び第13条第2項の規定の適用については、給与条例第10条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、

改 正 案

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）】

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。

別表第1（第8条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	376,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）】

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

第11条 略

2 略

- 3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条第2項第2号及び第13条第2項の規定の適用については、給与条例第10条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあ

現

行

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

改 正 案

るのは、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第13条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

(都市計画課)

議案第126号

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との
調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の
一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市自然環境等と
再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正す
るもの。

◎改正の概要

- 1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の
題名及び引用条項を改めること。(第3条関係)
- 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の
題名を改めること。(第14条関係)

[参照条文]

議案第120号と同じ。

現 行

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 再生可能エネルギー発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。

(2)～(7) 略

（許可の基準等）

第14条 市長は、第11条第1項の許可の申請があったときは、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1)～(8) 略

(9) 設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。

(10) 略

2～4 略

改 正 案

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。

(2)～(7) 略

(許可の基準等)

第14条 市長は、第11号第1項の許可の申請があったときは、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1)～(8) 略

- (9) 設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。

(10) 略

2～4 略

(公園緑地課)

議案第127号

栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

サイクルコース及びパンプトラックを有料公園施設とするに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市公園条例の一部改正

藤岡渡良瀬運動公園に係る有料公園施設に、サイクルコース及びパンプトラックを加えること。(別表第1関係)

2 栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正

(1) 藤岡渡良瀬運動公園にサイクルコース及びパンプトラックの利用日及び利用時間に係る規定を加えること。(別表第1関係)

(2) 藤岡渡良瀬運動公園にサイクルコース、パンプトラック及び器具等の使用料に係る規定を加えること。(別表第2関係)

[参照条文]

議案第120号と同じ。

議案第127号（公園緑地課）

栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

【栃木市公園条例の一部改正】

別表第1（第7条関係）

都市公園名	有料公園施設名
略	略
藤岡渡良瀬運動公園	テニスコート
	野球（ソフトボール）場
	陸上競技場
	サッカー場
略	略

【栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正】

別表第1（第2条関係）

区分		利用日	利用時間
略	略	略	略
藤岡渡良瀬運動公園	テニスコート	1月4日から 12月28日 まで	午前9時から午後5時まで。ただし、 夜間照明設備のある球場については 午後9時30分までとする。 午後7時から午後9時30分まで 午前9時から午後5時まで
	野球（ソフトボール）場		
	野球（ソフトボール）場 夜間照明設備		
	陸上競技場		
	サッカー場		
略	略	略	略

別表第2（第5条関係）

1・2 略

改 正 案

【栃木市公園条例の一部改正】

別表第1（第7条関係）

都市公園名	有料公園施設名
略	略
藤岡渡良瀬運動公園	テニスコート
	野球（ソフトボール）場
	陸上競技場
	サッカー場
	サイクルコース
	パンプトラック
略	略

【栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正】

別表第1（第2条関係）

区分		利用日	利用時間
略	略	略	略
藤岡渡良瀬運動公園	テニスコート	1月4日から 12月28日 まで	午前9時から午後5時まで。ただし、 夜間照明設備のある球場については 午後9時30分までとする。 午後7時から午後9時30分まで 午前9時から午後5時まで
	野球（ソフトボール）場		
	野球（ソフトボール）場 夜間照明設備		
	陸上競技場		
	サッカー場		
	サイクルコース		
	パンプトラック		
	略		

別表第2（第5条関係）

1・2 略

現 行

3 藤岡渡良瀬運動公園

区分		使用料
略	略	略
サッカー場	スポーツ	1時間につき 520円
	集会等	1時間につき 1,300円
	営利等	1時間につき 5,230円

備考

1・2略

改 正 案

3 藤岡渡良瀬運動公園

区分		使用料		
略	略	略		
サッカー場	スポーツ	1時間につき 520円		
	集会等	1時間につき 1,300円		
	営利等	1時間につき 5,230円		
サイクル専用利用 コース(全体利用)	スポーツ	午前	16,000円	
		午後	16,000円	
		全日	32,000円	
	営利等	午前	80,000円	
		午後	80,000円	
		全日	160,000円	
サイクル専用利用 コース(部分利用)	スポーツ	午前	12,000円	
		午後	12,000円	
		全日	24,000円	
	営利等	午前	60,000円	
		午後	60,000円	
		全日	120,000円	
パンプトラック	スポーツ	午前	8,000円	
		午後	8,000円	
		全日	16,000円	
	営利等	午前	40,000円	
		午後	40,000円	
		全日	80,000円	
器具等使用料	自転車	1時間につき 200円		
	タイム計測器	1日につき 30,000円		

備考

1・2 略

現

行

3 テニスコート、野球（ソフトボール）場、陸上競技場及びサッカー場を、入場料（入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。）を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

4～8 略

改 正 案

- 3 テニスコート、野球（ソフトボール）場、陸上競技場、サッカー場、サイクルコース及びパンプトラックを、入場料（入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。）を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 4 サイクルコース及びパンプトラックの使用料における、午前とは午前9時から午後1時までをいい、午後とは午後1時から午後5時までをいい、全日とは午前9時から午後5時までをいう。
- 5 サイクルコース及びパンプトラックにおいて、第2条又は第13条第2項の規定により利用時間が変更になった場合における午前9時から午後5時までの時間以外の時間の利用に係る使用料の額は、1時間につき全日の額の1時間相当額とする。この場合において、利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げる。
- 6 サイクルコース及びパンプトラックを個人が利用する場合の使用料は、無料とする。

4～8 略

(学校教育課)

議案第128号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、任期付市費負担教職員の給与を改定するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

市費負担教職員給料表の給料月額を改めること。(別表第1関係)

[参照条文]

議案第120号と同じ。

議案第128号（学校教育課）

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

現 行

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号給	給料月額（円）
1	160,000
2	161,500
3	163,000
4	164,500
5	166,100
6	168,000
7	169,800
8	171,600
9	173,300
10	175,400
11	177,400
12	179,400
13	181,300
14	183,500
15	185,700
16	187,900
17	190,100
18	192,700
19	195,200
20	197,700
21	200,200
22	201,900
23	203,600
24	205,300

改 正 案

別表第1 (第5条関係)

市費負担教職員給料表

職務の級	1 級
号級	給料月額 (円)
1	<u>164,400</u>
2	<u>165,900</u>
3	<u>167,400</u>
4	<u>168,900</u>
5	<u>170,500</u>
6	<u>172,400</u>
7	<u>174,200</u>
8	<u>176,000</u>
9	<u>177,700</u>
10	<u>179,800</u>
11	<u>181,800</u>
12	<u>183,700</u>
13	<u>185,600</u>
14	<u>187,700</u>
15	<u>189,800</u>
16	<u>191,900</u>
17	<u>194,100</u>
18	<u>196,400</u>
19	<u>198,900</u>
20	<u>201,200</u>
21	<u>203,600</u>
22	<u>205,200</u>
23	<u>206,900</u>
24	<u>208,600</u>

現

行

25	<u>206,800</u>
26	<u>208,200</u>
27	<u>209,800</u>
28	<u>211,300</u>
29	<u>213,000</u>
30	<u>214,700</u>
31	<u>216,400</u>
32	<u>218,100</u>
33	<u>219,400</u>
34	<u>221,100</u>
35	<u>222,800</u>
36	<u>224,500</u>
37	<u>225,900</u>
38	<u>227,600</u>
39	<u>229,300</u>
40	<u>231,000</u>
41	<u>232,600</u>
42	<u>234,300</u>
43	<u>235,900</u>
44	<u>237,500</u>
45	<u>239,200</u>
46	<u>240,700</u>
47	<u>242,000</u>
48	<u>243,400</u>
49	<u>244,600</u>
50	<u>246,000</u>
51	<u>247,400</u>

改 正 案

25	<u>210,100</u>
26	<u>211,500</u>
27	<u>213,100</u>
28	<u>214,600</u>
29	<u>216,300</u>
30	<u>218,000</u>
31	<u>219,700</u>
32	<u>221,400</u>
33	<u>222,700</u>
34	<u>224,400</u>
35	<u>226,100</u>
36	<u>227,700</u>
37	<u>229,100</u>
38	<u>230,800</u>
39	<u>232,500</u>
40	<u>234,200</u>
41	<u>235,800</u>
42	<u>237,500</u>
43	<u>239,100</u>
44	<u>240,700</u>
45	<u>242,300</u>
46	<u>243,800</u>
47	<u>245,100</u>
48	<u>246,400</u>
49	<u>247,500</u>
50	<u>248,800</u>
51	<u>250,200</u>

現

行

52	<u>248,600</u>
53	<u>249,700</u>
54	<u>251,100</u>
55	<u>252,300</u>
56	<u>253,300</u>
57	<u>254,500</u>
58	<u>255,700</u>
59	<u>256,800</u>
60	<u>258,000</u>
61	<u>259,400</u>
62	<u>260,200</u>
63	<u>261,400</u>
64	<u>262,300</u>
65	<u>263,300</u>
66	<u>264,700</u>
67	<u>265,800</u>
68	<u>267,100</u>
69	<u>268,700</u>
70	<u>270,200</u>
71	<u>271,500</u>
72	<u>272,900</u>
73	<u>273,900</u>
74	<u>274,900</u>
75	<u>276,100</u>
76	<u>277,100</u>
77	<u>278,300</u>

改 正 案

52	<u>251,300</u>
53	<u>252,400</u>
54	<u>253,800</u>
55	<u>254,800</u>
56	<u>255,800</u>
57	<u>257,000</u>
58	<u>258,000</u>
59	<u>259,100</u>
60	<u>260,100</u>
61	<u>261,300</u>
62	<u>262,000</u>
63	<u>262,900</u>
64	<u>263,500</u>
65	<u>264,500</u>
66	<u>265,900</u>
67	<u>267,000</u>
68	<u>268,300</u>
69	<u>269,800</u>
70	<u>271,300</u>
71	<u>272,600</u>
72	<u>274,000</u>
73	<u>274,800</u>
74	<u>275,800</u>
75	<u>277,000</u>
76	<u>278,000</u>
77	<u>279,200</u>

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市都賀町大橋256番地1ワタナベ・大澤特定建設工事共同企業体代表者株式会社ワタナベ土木代表取締役平山研史と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規

定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

工 事 名 (仮称) 都賀総合支所複合施設新築工事

工事場所 栃木市都賀町原宿地内

工事概要 複合施設建築工事 RC造 2階建て

・建築面積 1,482.82㎡

・延床面積 2,436.66㎡

車庫・倉庫棟 RC造 平屋建て

・延床面積 129㎡

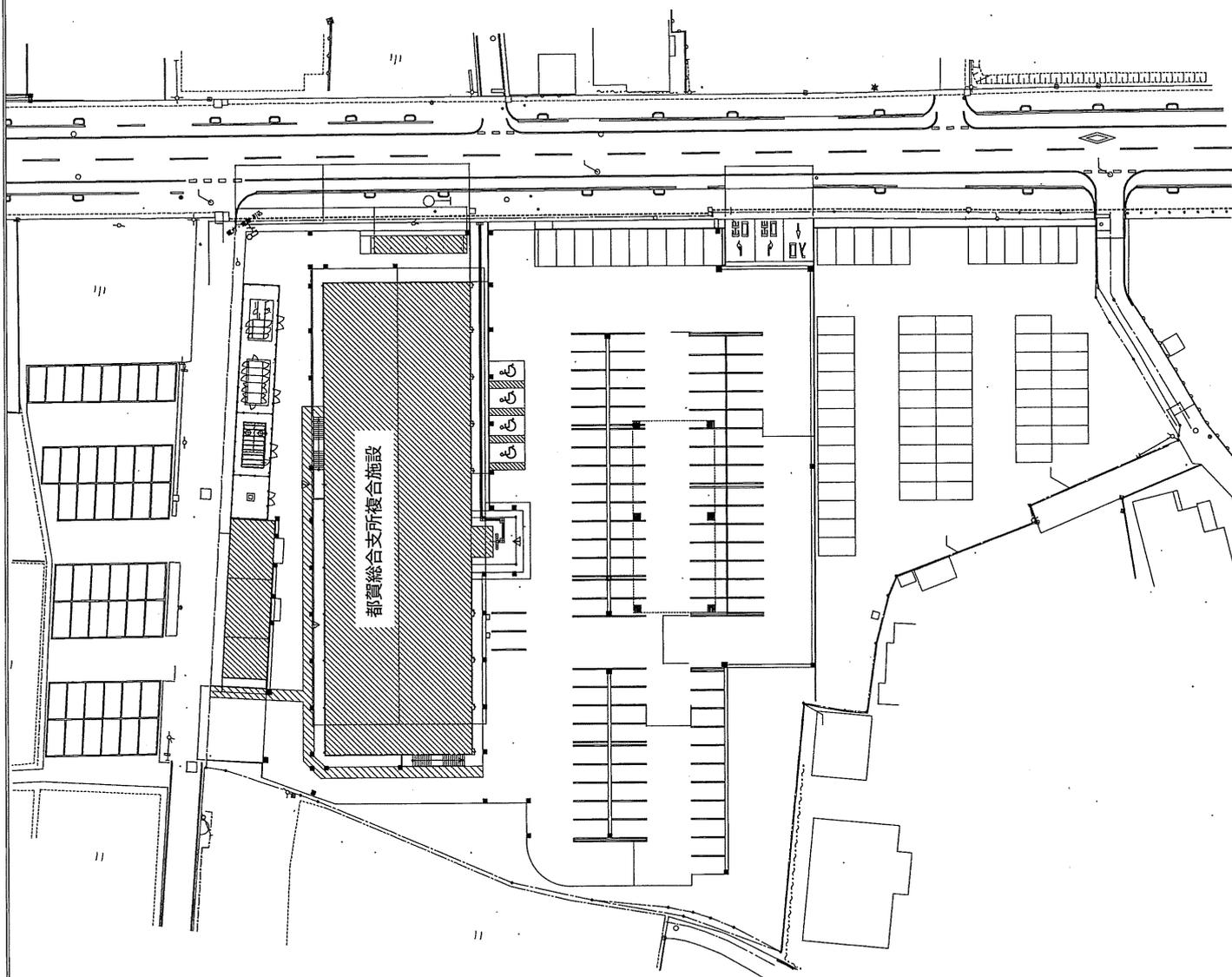
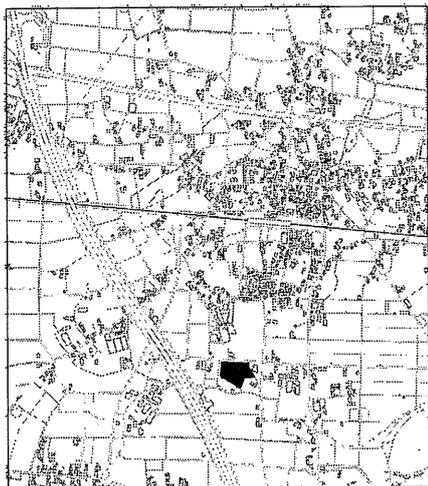
駐輪場 アルミニウム造 平屋建て

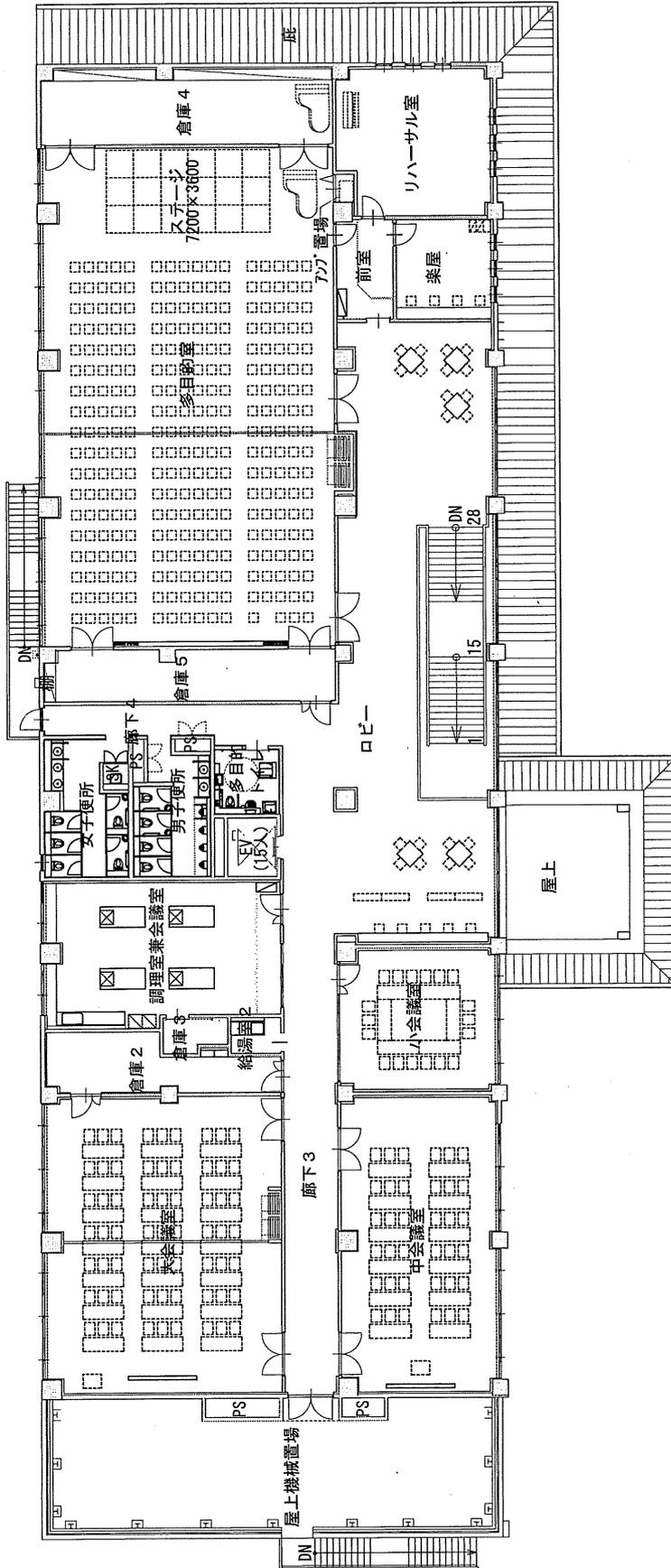
・延床面積 22.36㎡

外構工事

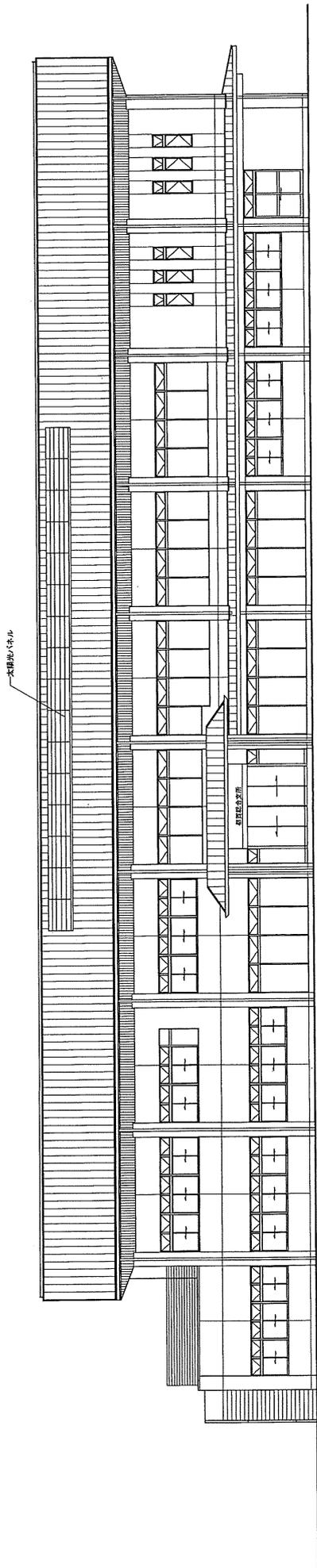
・路盤整正、雨水浸透槽、側溝、案内標識、掲揚塔、地震計台、
 囲障 等

配置図

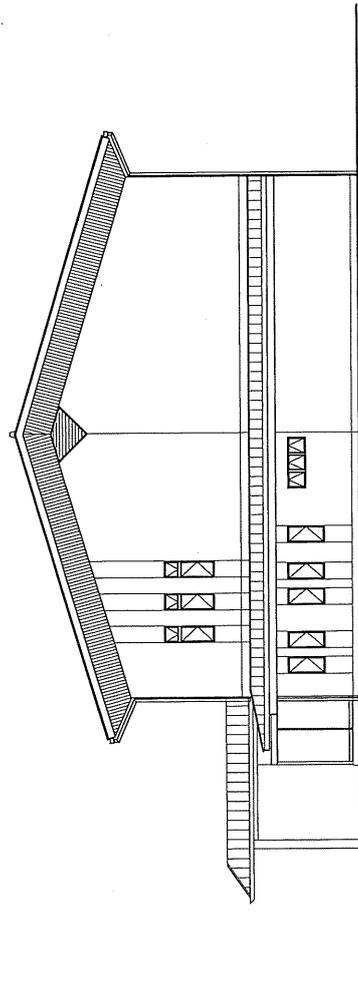




2階平面図 1/200



南立面图 1/200



东立面图 1/200

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市梓町 3 9 番地 2 3 森澤・伊藤特定建設工事共同企業体代表者森澤電機工業株式会社代表取締役森澤久雄と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 2 9 号と同じ。

(参考)

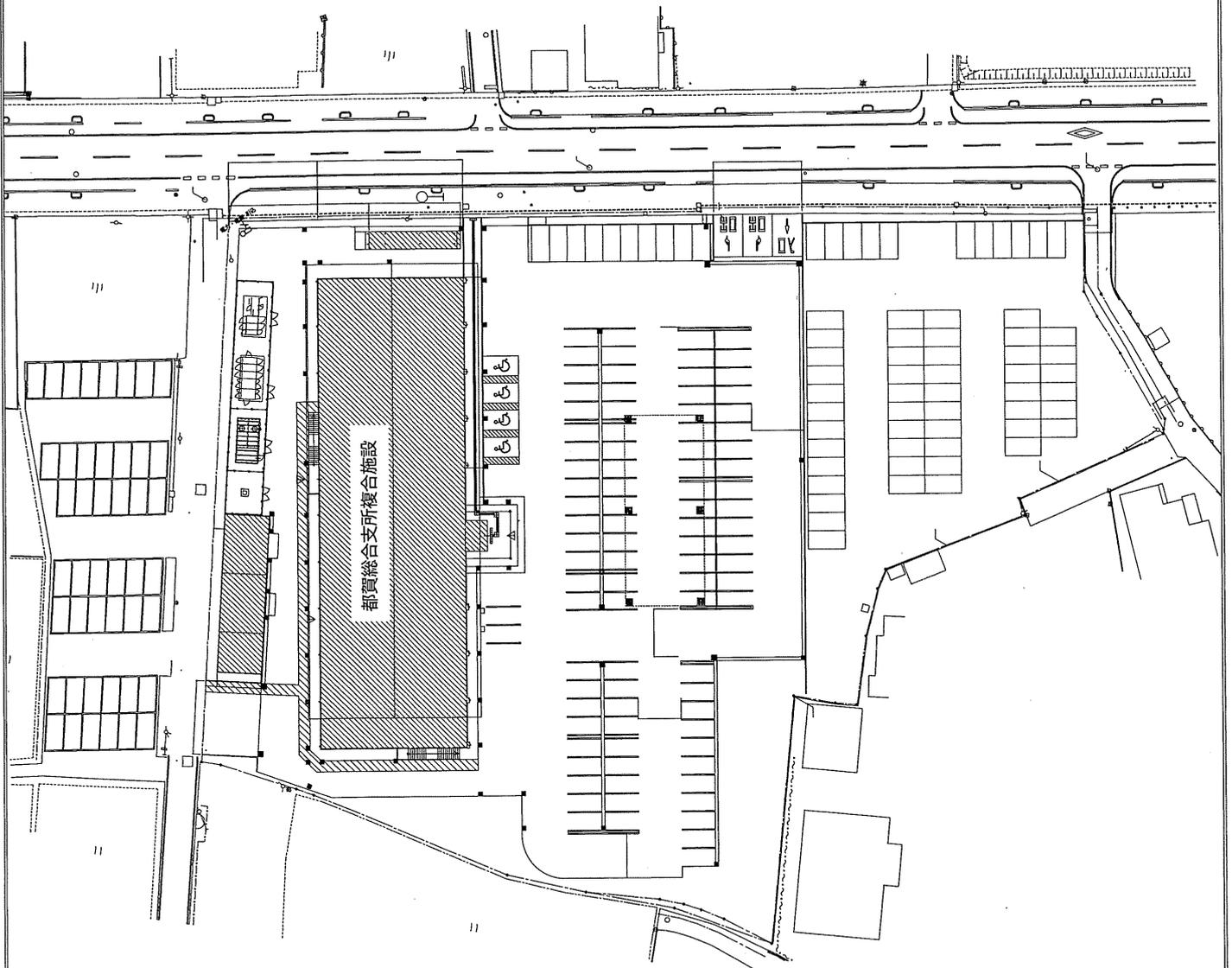
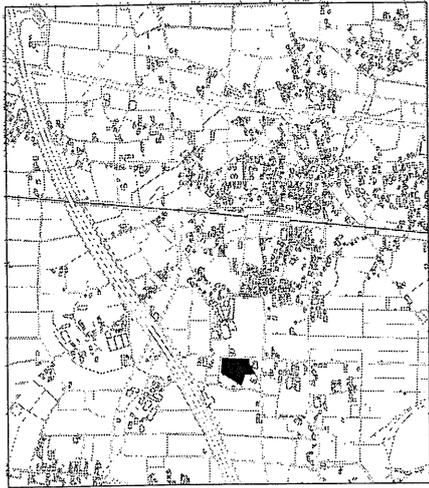
工 事 名 (仮称) 都賀総合支所複合施設新築電気設備工事

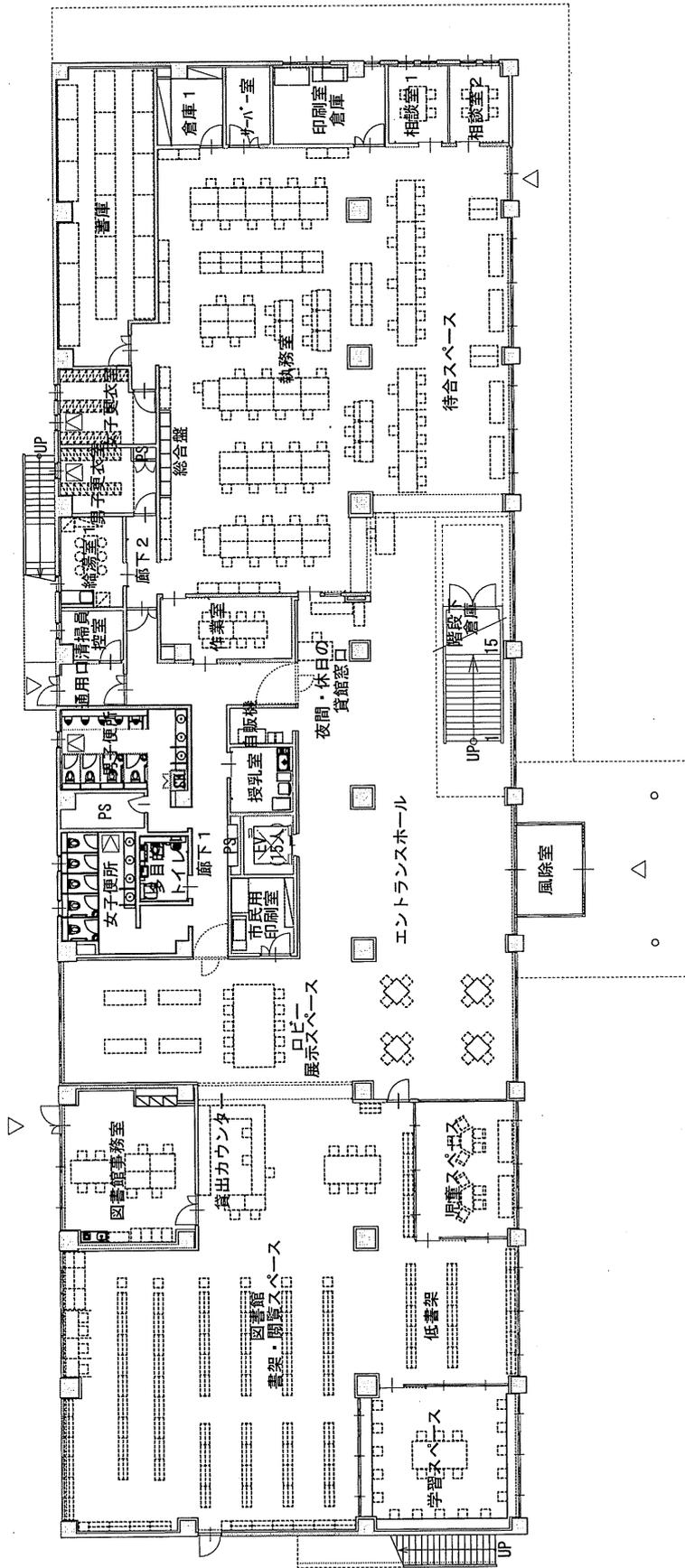
工事場所 栃木市都賀町原宿地内

工事概要 電気設備工事

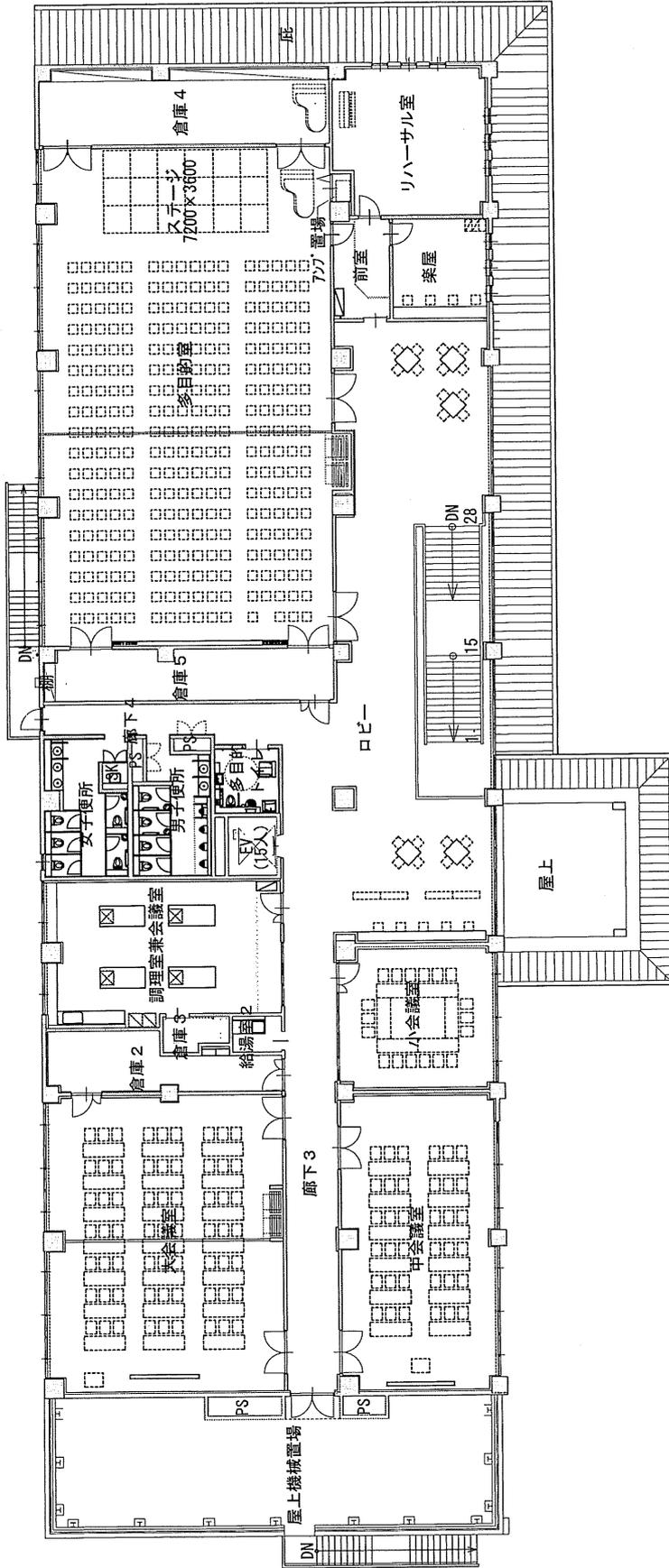
高圧受変電設備、発電設備、構内配電線路設備、電灯設備、動力設備、構内通信線路設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、音響設備、拡声設備、誘導支援設備 等

配置図

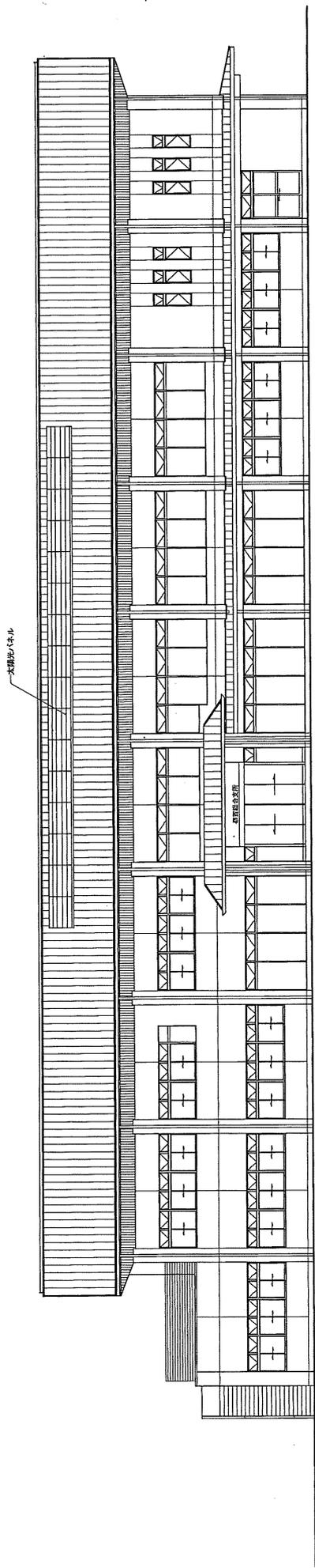




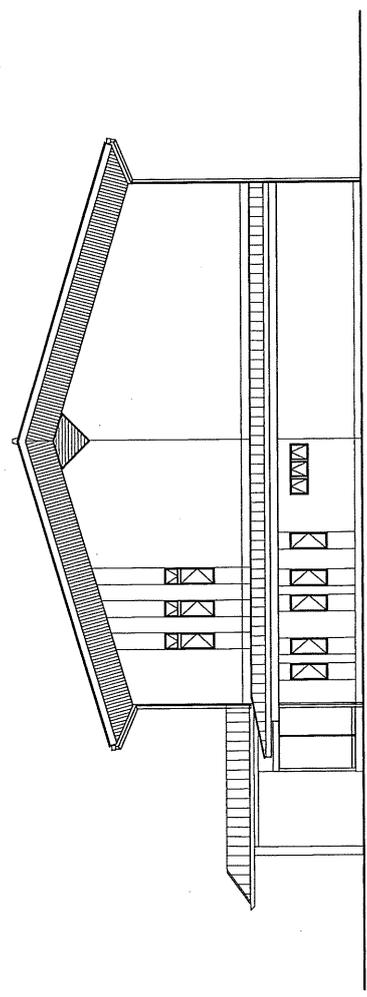
1階平面図 1/200



2階平面図 1/200



南立面图 1/200



东立面图 1/200

(都賀地域づくり推進課)

議案第 1 3 1 号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市都賀町木 3 4 7 番地 2 セキネ・日向野特定建設工事共同企業体代表者有限会社セキネ設備工業代表取締役関根正宏と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

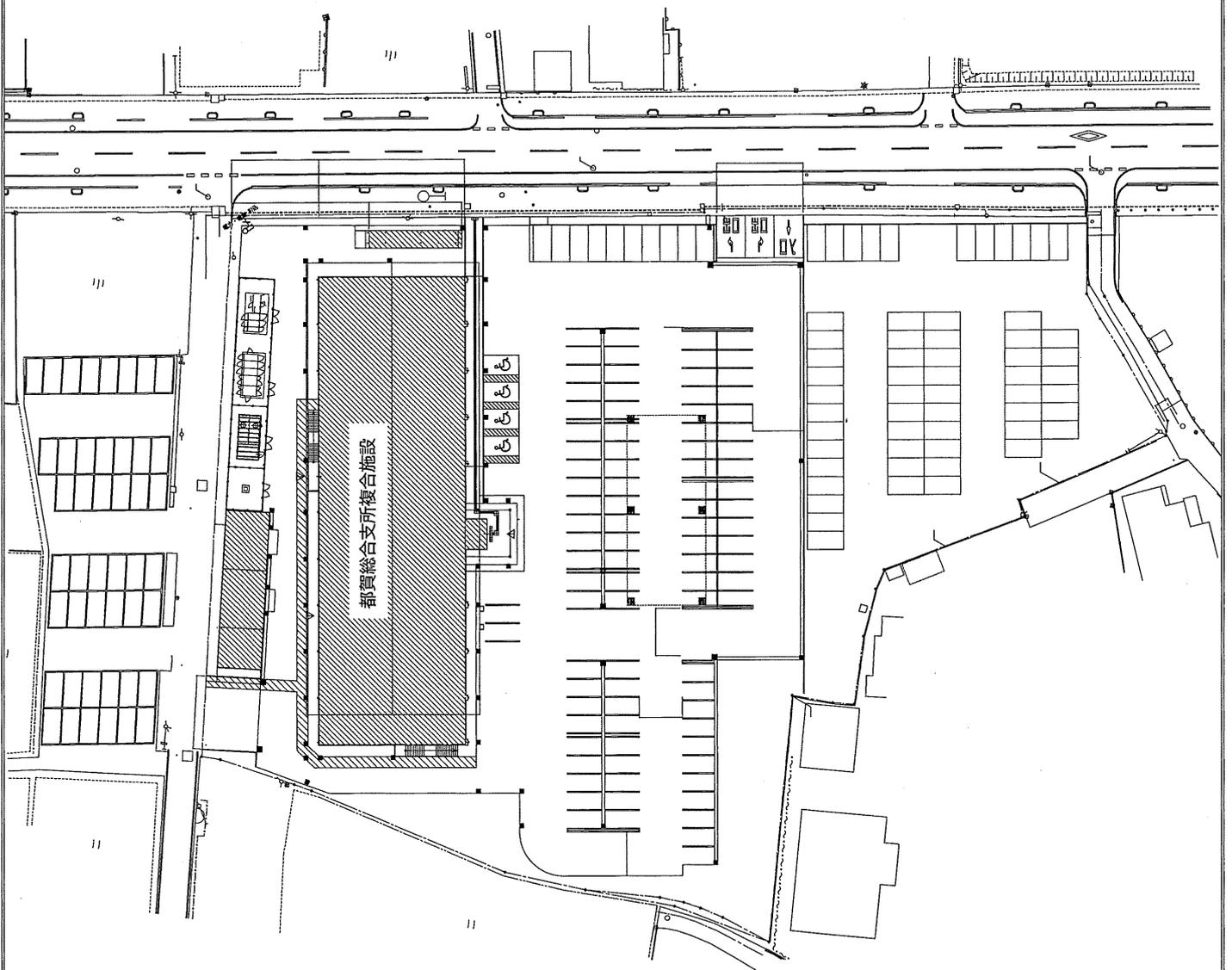
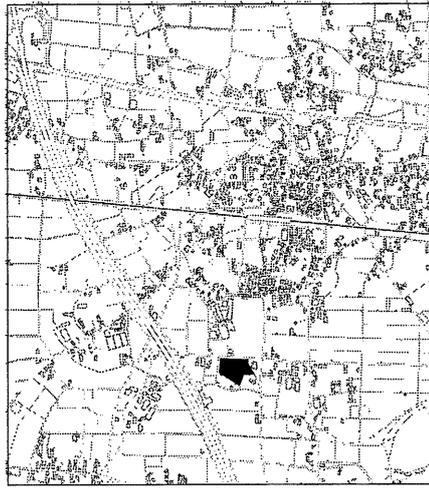
〔参照条文〕

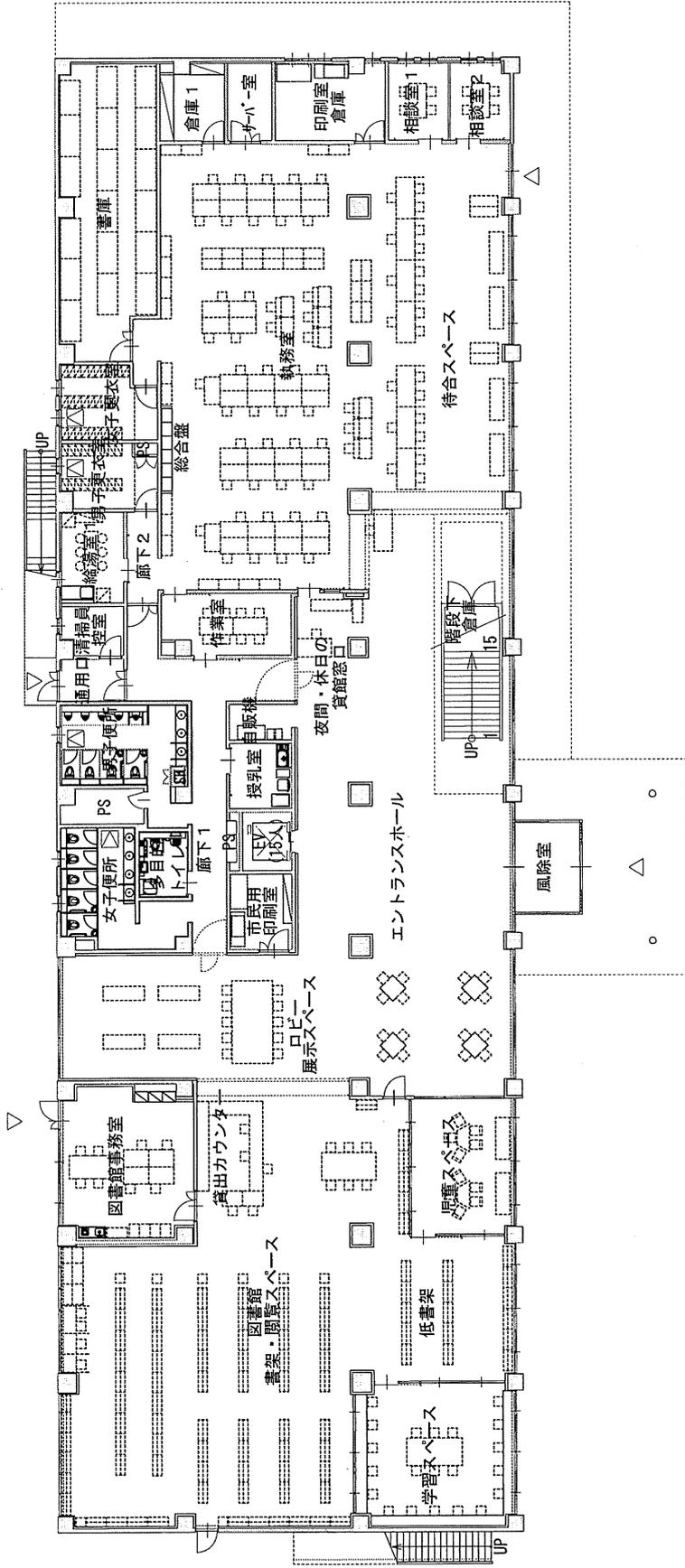
議案第 1 2 9 号と同じ。

(参考)

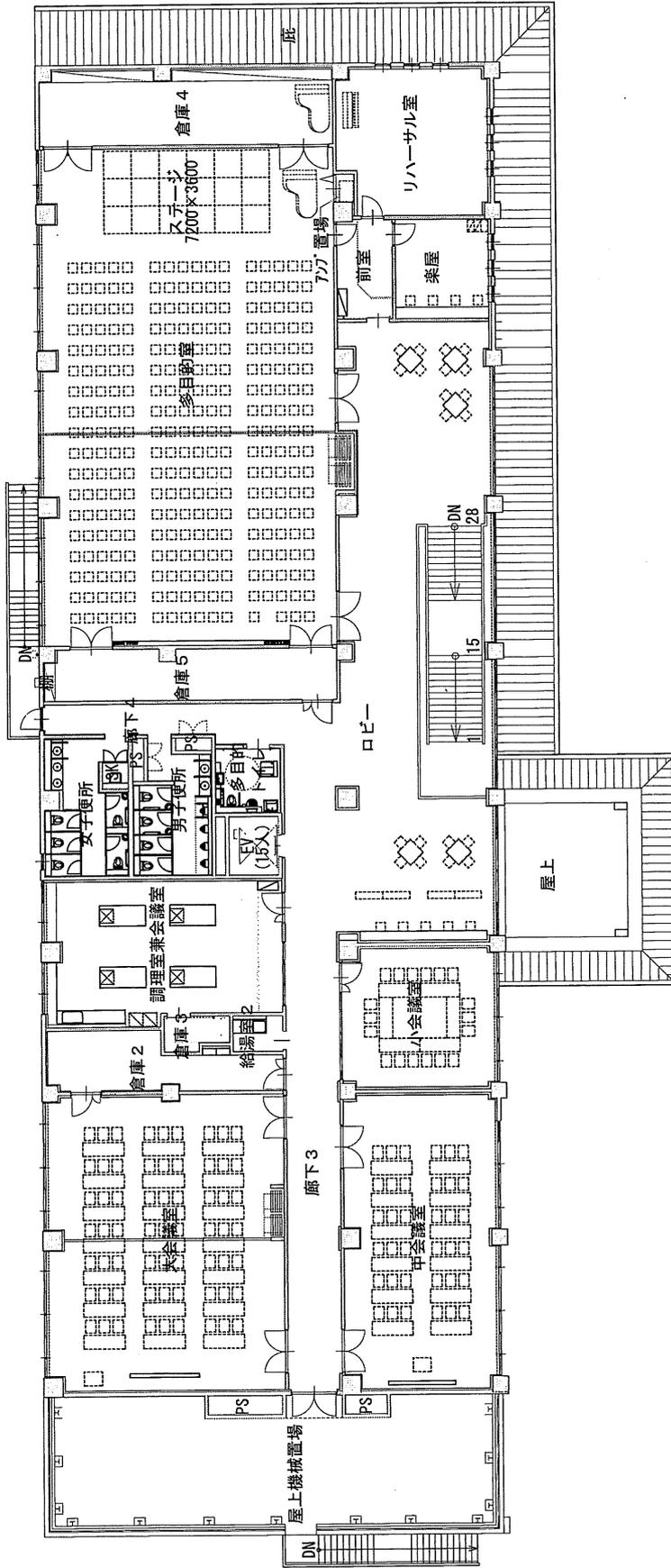
工 事 名	(仮称) 都賀総合支所複合施設新築機械設備工事
工事場所	栃木市都賀町原宿地内
工事概要	機械設備工事 空気調和設備、換気設備、衛生器具設備、給排水設備、給湯設備

配置図

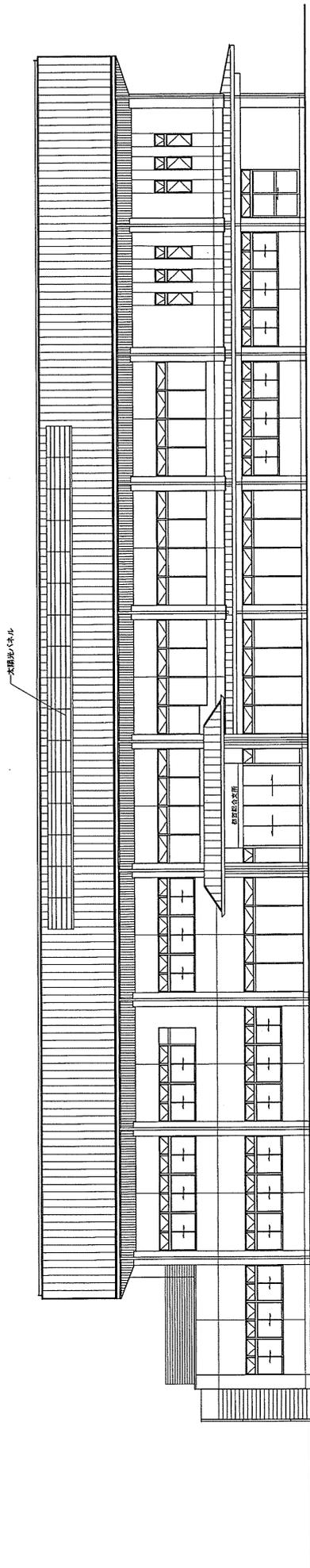




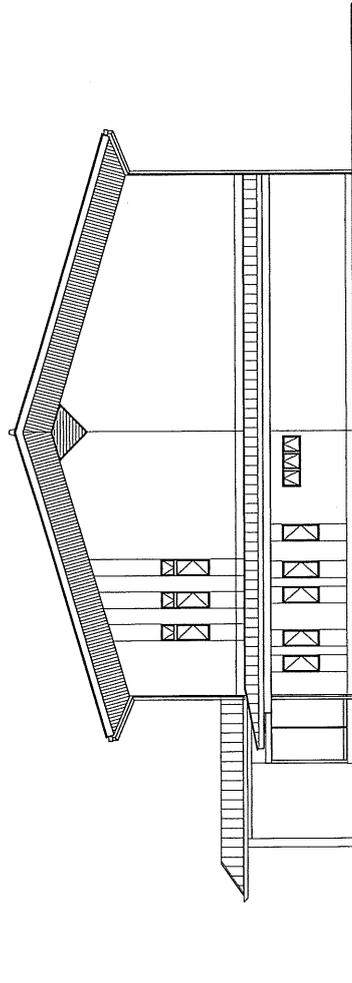
1階平面図 1/200



2階平面図 1/200



南立面图 1/200



东立面图 1/200

(クリーン推進課)

議案第132号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号エクシオグループ株式会社代表取締役船橋哲也と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第129号と同じ。

(参考)

工事名 とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事

工事場所 栃木市梓町地内

工事概要

焼却施設機械設備工事

受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し・灰溶融設備、給水設備・排水処理設備、受変電設備、無停電電源設備、非常用発電設備、計装設備

リサイクルプラザ機械設備工事

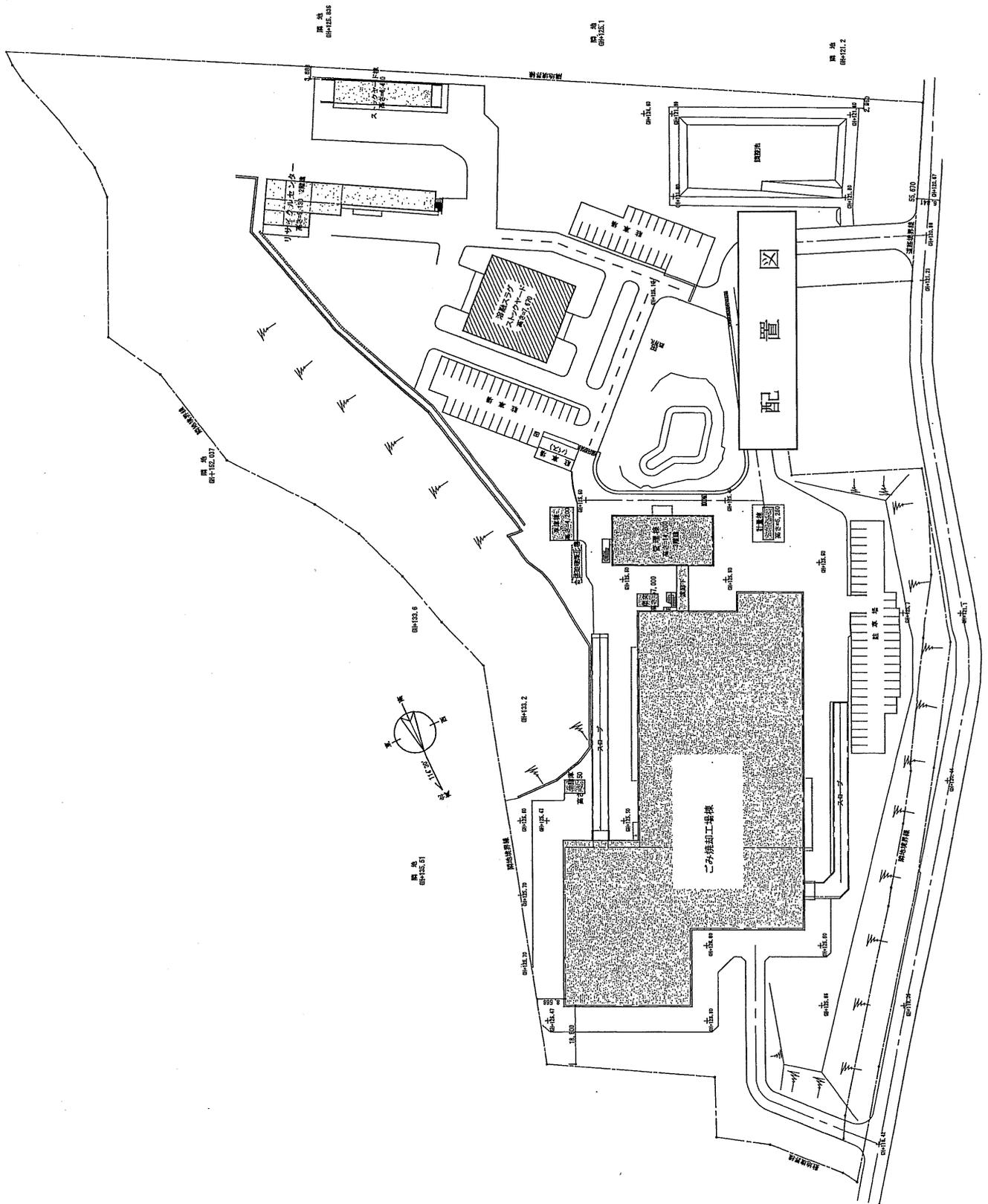
受入・供給設備、破碎・圧縮設備、搬送設備、選別設備、再生設備、貯留・搬出設備、集じん設備、給水設備、細破碎機起動盤、計装設備

リサイクルセンター機械設備工事

受入・供給設備、選別設備、圧縮設備、集塵設備、受変電設備、計装設備

雑設備工事及び建築工事

雑用空気圧縮機、雑用空気除湿器、真空掃除装置、脱臭装置、整備用集じん装置、照明設備、給排水衛生設備、消防設備、余熱利用設備、排水処理設備



財産の取得について

提案理由

小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業用地として、栃木市吹上町及び野中町地内の土地を取得することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さ

なければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

○不動産の調書

所在地	地目	筆数	地積 (㎡)	取得価格 (円)
栃木市吹上町新井原	畑、宅地	6	2,016.75	37,127,407
栃木市吹上町猿楽	宅地	1	1,398.34	23,114,560
栃木市吹上町芝原	畑、宅地	4	3,447.24	17,479,677
栃木市吹上町新堀	畑	1	809.00	2,532,170
栃木市吹上町野中原	雑種地	2	2,894.00	56,061,060
栃木市野中町西原	畑、宅地	6	2,338.18	42,269,675
計		20	12,903.51	178,584,549

位置図



(産業基盤整備課)

議案第134号

財産の処分について

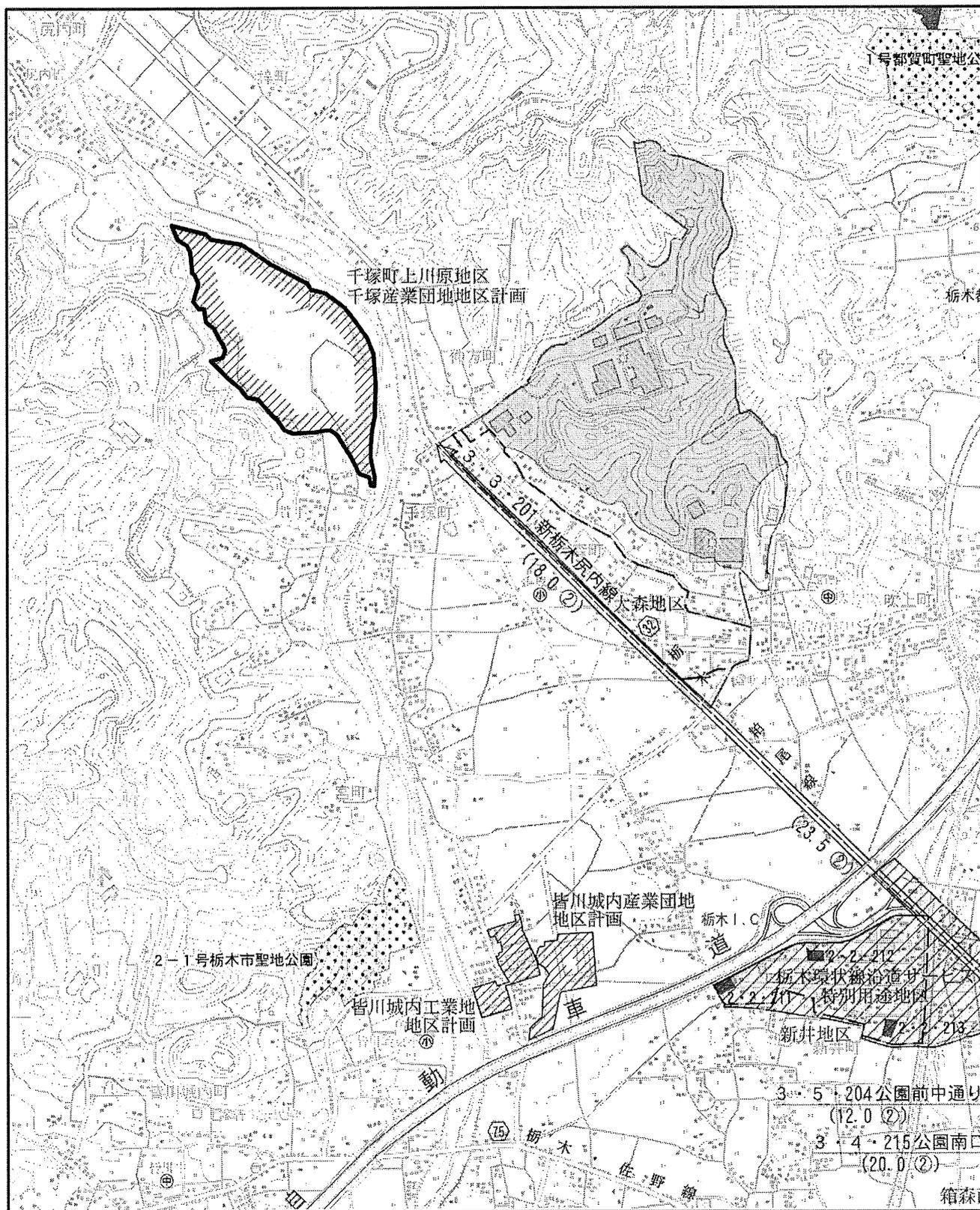
提案理由

栃木市千塚町地内の土地をトレーラーハウスデベロップメント株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第133号と同じ。

位置図



(高 齢 介 護 課)

議案第135号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市渡良瀬の里の指定管理者に株式会社フジオカクリーンワークスを指定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 1～5略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 以下略

(健康増進課)

議案第136号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木地区急患センターの指定管理者に一般社団法人下都賀郡市医師会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第135号と同じ。

(商工振興課)

議案第137号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市大平まちづくり交流センターの指定管理者に株式会社大高商事を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第135号と同じ。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員21名のうち、旭岡宗廣氏が令和4年6月30日をもって解嘱されたので、後任委員の候補者として渡辺憲子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 1・2略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

渡 辺 憲 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市岩舟町豊岡708番地3

生年月日 昭和42年5月3日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

